

## R6.2.1 から追加される種目一覧

種目	給付対象者	性能	耐用年数	基準額 (単位: 円)
自家発電機	<p>1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害児・者で、ネブライザー、電気式たん吸引器又は人工呼吸器のいずれかを使用しているもの（呼吸器機能障害以外の者は意見書により必要と認められるもの）</p> <p>2 呼吸器機能に障害のある難病患者等</p>	AC100V（正弦波）の出力ができ、人工呼吸器用のバッテリー等を充電できるもの	10年	100,000
人工呼吸器用バッテリー	<p>1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害児・者で人工呼吸器を使用しているもの（呼吸器機能障害以外の者は意見書により必要と認められるもの）</p> <p>2 呼吸器機能に障害のある難病患者等</p>	使用している人工呼吸器専用のバッテリー（充電器及びインバーター等を含める）	5年	100,000
外部バッテリー、ポータブル電源	<p>1 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害児・者で、ネブライザー、電気式たん吸引器又は人工呼吸器のいずれかを使用しているもの（呼吸器機能障害以外の者は意見書により必要と認められるもの）</p> <p>2 呼吸器機能に障害のある難病患者等</p>	AC100V（正弦波）の出力ができ、使用する医療機器の消費電力（W）に対応できるもの	5年	50,000
人工内耳スピーチプロセッサ（買替え）	聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている障害児・者で、医療保険の適用となる体外装置を装用後5年を経過しているもの	耳にかけたマイクから拾った音を電気信号にかえ、内耳の電極に無線で送るもので、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	350,000 （付属品を含む）